

先物・オプション取引におけるリスク管理制度の見直しに伴う  
「清算基金所要額に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

先物・オプション取引に係る清算業務において、清算基金所要額の急増・急減を回避するとともに、相互保証型の財務資源（清算基金）に対する自己責任型の財務資源（取引証拠金）の十分性を高めることによって、清算参加者破綻時に備えた当社の損失補償制度の健全性を高めるべく、「清算基金所要額に関する規則」及び「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 清算基金所要額の算出方法の見直し

- ・ 清算基金所要額を、その算出対象期間における基準 PML 額の平均値とする。

2. 担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げ制度の見直し

- ・ 所要額引上判定基準額を、担保超過リスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の清算基金所要額の合計額とする。

3. その他

- ・ その他、所要の改正を行う。

(備 考)

・「清算基金所要額に関する規則」別表

・「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」第1条の3

III. 施行日

II. 1. については2018年12月28日から施行し、同日を先物・オプション清算基金所要額算出基準日とする清算基金所要額から適用することとし、II. 2. 及び3. については2019年1月15日から施行する。

以 上

「清算基金所要額に関する規則」等の一部改正について

目 次

	(ページ)
1 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	2
2 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	4

## 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「国債先物等清算基金所要額」という。)</p> <p>国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。</p> <p>国債先物等清算基金所要額 =期間平均基準PML額<sub>JGB</sub>×個社按分基礎IM額<sub>JGB</sub>／按分基礎IM総額<sub>JGB</sub></p> <p>a 期間平均基準PML額<sub>JGB</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>JGB</sub>の算出対象期間(先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。)における平均値をいう。 (注1)～(注1-1-2) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「指数先物等清算基金所要額」という。)</p> <p>指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。</p> <p>指数先物等清算基金所要額 =期間平均基準PML額<sub>IDX</sub>×個社按分基礎IM額<sub>IDX</sub>／按分基礎IM総額<sub>IDX</sub></p>	<p>別表 清算基金所要額の算出に関する表</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「国債先物等清算基金所要額」という。)</p> <p>国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。</p> <p>国債先物等清算基金所要額 =期間最大基準PML額<sub>JGB</sub>×個社按分基礎IM額<sub>JGB</sub>／按分基礎IM総額<sub>JGB</sub></p> <p>a 期間最大基準PML額<sub>JGB</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>JGB</sub>の算出対象期間(先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。)における最大値をいう。 (注1)～(注1-1-2) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「指数先物等清算基金所要額」という。)</p> <p>指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。</p> <p>指数先物等清算基金所要額 =期間最大基準PML額<sub>IDX</sub>×個社按分基礎IM額<sub>IDX</sub>／按分基礎IM総額<sub>IDX</sub></p>

a 期間平均基準PML額<sub>IDX</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>IDX</sub>の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。）における平均値をいう。

（注1）～（注1-1-1）（略）

b・c（略）

4.（略）

#### 付 則

この改正規定は、平成30年12月28日から施行し、同日を先物・オプション清算基金所要額算出基準日とする国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額から適用する。

a 期間最大基準PML額<sub>IDX</sub>とは、日次最大基準PML額<sub>IDX</sub>の算出対象期間（先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。）における最大値をいう。

（注1）～（注1-1-1）（略）

b・c（略）

4.（略）

## 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(担保超過リスク相当額等)	(担保超過リスク相当額等)
第1条の3 (略)	第1条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 取引証拠金規則第6条の3第1項に規定する所要額引上判定基準額は、 <u>清算資格の種類ごとに、担保超過リスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の清算基金所要額の合計額とする。</u>	3 取引証拠金規則第6条の3第1項に規定する所要額引上判定基準額は、 <u>次の各号に掲げる額の合計額とする。</u>
(削る)	<u>(1) 清算資格の種類ごとに、業務方法書第78条第4項に規定する第三者による損失補償により受領する金銭として当社が定める額</u>
(削る)	<u>(2) 清算資格の種類ごとに、業務方法書第78条第5項に規定する当社の証券取引等決済保証準備金の積立額として当社が定める額</u>
(削る)	<u>(3) 清算資格の種類ごとに、担保超過リスク相当額の算出時点において適用されている各清算参加者の清算基金所要額の合計額</u>
4・5 (略)	4・5 (略)
付 則	
この改正規定は、平成31年1月15日から施行する。	
別表3 オプション取引の理論価格算出に関する表	別表3 オプション取引の理論価格算出に関する表
1・2 (略)	1・2 (略)
3. 指数オプション取引	3. 指数オプション取引
指数プットオプションの理論価格	指数プットオプションの理論価格
$= -S e^{-\delta T} N(-d1) + K e^{-r T} N(-d2)$	$= -S e^{-\delta T} N(-d1) + K e^{-r T} N(-d2)$
指数コールオプションの理論価格	指数コールオプションの理論価格
$= S e^{-\delta T} N(d1) - K e^{-r T} N(d2)$	$= S e^{-\delta T} N(d1) - K e^{-r T} N(d2)$
なお、d1及びd2は次の式により計算するものとする。	なお、d1及びd2は次の式により計算するものとする。

のとする。

$$d_1 = \left\{ \ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2) T \right\} / \sigma \sqrt{T}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

(注). この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

$\delta$  : 対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

T : 翌日から権利行使日までの日数 / 365

r : 当社が指定する金利

S : 当該取引日の終了する日における 対象指数に関連する値の中から当社が指定する値

N(x) : 値が x の時の標準正規分布の累積密度

K : 権利行使価格

ln : 自然対数

$\sigma$  : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ

$$d_1 = \left\{ \ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2) T \right\} / \sigma \sqrt{T}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$$

(注). この式における各記号の意味は次のとおりとする。

e : 自然対数の底

$\delta$  : 対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定するもの

T : 翌日から権利行使日までの日数 / 365

r : 当社が指定する金利

S : 当該取引日の終了する日における 最終の対象指数

N(x) : 値が x の時の標準正規分布の累積密度

K : 権利行使価格

ln : 自然対数

$\sigma$  : 当社が適当と認めるインプライド・ボラティリティ